

京都市立芸術大学美術学部

ソフトウェアの長期継続契約に関する仕様書

令和8年5月

京都市立芸術大学

1 調達件名

京都市立芸術大学美術学部に係るソフトウェアの長期継続契約（以下「本契約」という。）

2 契約期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

3 調達の概要

(1) 調達の目的

京都市立芸術大学（以下「本学」という。）美術学部のソフトウェアの更新を行う。

(2) 調達の方法

本契約は、一般競争入札の方法による調達とする。

(3) 調達の範囲

本調達の範囲は、以下のとおりとする。なお、本仕様書に記載の無い具体的な作業内容等については、本学担当者と受託者が協議を行い決定する。

ソフトウェアの納入等

- ① 本契約により調達するソフトウェアの数量は「別紙 調達ソフトウェア一覧」のとおりとする。
- ② 調達ソフトウェアについて、特に指定の無い限り、最新バージョンのものを導入すること。また、契約期間内は利用可能な状態にすること。
- ③ ソフトウェアの販売終了等の諸事情により指定のソフトウェアが調達できない場合は、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、代替品を決定すること。

4 納入に関する条件

(1) 納入期限

ソフトウェアの納入期限は以下のとおりとする。

令和8年6月30日

(2) 納入方法・検収

本学担当者と事前に協議し、決められたアカウントに納入すること。問題なくダウンロード及びインストールができた時に納品が完了したものとする。

5 その他

(1) 入札条件等

- ① 本契約期間は、契約締結日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。
- ② 支払は、契約期間の令和 8 年 7 月を履行開始月とし、履行月の翌月末日までに当該年度分を一括払い及びそれ以降は年に 1 度の支払いを想定とするが、具体的な支払い期日については協議の上決定とする。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項または解釈に疑義のある事項については、指定期日までに質問書による確認を行うこと。
- ④ 本仕様書に記載された要件は、原則として、すべて実現するべきものであるが、質問書による回答にて本学がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。

(2) 情報の管理

- ① 受注者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）（平成 30 年 7 月 25 日改定、サイバーセキュリティ戦略本部決定）を遵守すること。
- ② 受注者は、本学に提示する電子ファイルについて事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生することを防止する観点から、情報等の管理を適正かつ厳格に行うこととし、万一、情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生した場合は、本学担当者に顛末を報告するとともに、可及的速やかに修復すること。
- ⑤ 受注者は、本学担当者の許可無く業務の遂行を通じて知り得た情報等を学外へのデータ持ち出してはならない。
- ⑥ 受注者は、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。